

○兵庫県立森林大学校管理規則

平成28年7月11日規則第38号

改正

平成29年3月31日規則第9号

平成30年10月9日規則第48号

令和3年3月31日規則第10号

令和5年3月31日規則第15号

令和7年5月30日規則第33号

兵庫県立森林大学校管理規則をここに公布する。

兵庫県立森林大学校管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例（平成28年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、兵庫県立森林大学校（以下「大学校」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(課程等)

第2条 条例第3条第1号に規定する教育を行うため大学校に置く専門課程及び学科の名称並びにその学年定員（4月1日から翌年の3月31日までの期間内に入学した大学校生（当該教育を受ける者をいう。以下同じ。）に係る定員をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

専門課程	学科	学年定員
森林林業専門課程	専攻科	20人

(授業科目等)

第3条 授業科目及び時間数は、別表の基準により大学校の長（以下「大学校長」という。）が別に定める。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 大学校長は、特別の理由があると認める者については、10月に入学させができるものとし、この場合において、当該者に係る学年は、前項の規定にかかわらず、同月1日に始まり、翌年の9月

30日に終わるものとする。

(休業日)

第5条 大学校においては、次に掲げる日には、授業を行わない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、夏期、冬期等において大学校長が別に定める日

2 大学校長は、必要があると認めるときは、前項に規定する日に授業を行い、又は同項に規定する日以外の日に授業を行わないことができる。

(入学の志願手続)

第6条 大学校に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを大学校長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 調査書
- (3) その他大学校長が必要があると認める書類

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類の様式は、大学校長が別に定める。

(入学試験)

第7条 大学校長は、入学志願者に対して筆記試験及び面接試験（以下「入学試験」という。）を行う。

2 入学試験の実施期日、場所、科目その他入学試験について必要な事項は、あらかじめ公告する。

(入学の許可)

第8条 大学校長は、入学志願者に対して、入学試験の結果に基づき、入学を許可する。

(入学の手続)

第9条 前条の入学の許可を受けた者は、所定の期日までに誓約書（様式第2号）を大学校長に提出しなければならない。

(休学)

第10条 大学校生は、病気その他の理由により休学しようとするときは、休学願（様式第4号）に、医師の診断書その他休学しようとする理由を証明する書類を添えて、これを大学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、2箇月以上1年以内とする。

(復学)

第11条 休学した大学校生は、復学しようとするときは、復学願（様式第5号）に、医師の診断書その他休学の理由が消滅したことを証明する書類を添えて、これを大学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

（退学）

第12条 大学校生は、退学しようとするときは、退学願（様式第6号）を大学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 大学校長は、次のいずれかに該当する大学校生を退学させることができる。

- (1) 病気その他の理由により学業を継続することができないと認められる者
- (2) 休学の期間を除いて、修業年限の2倍の期間内に卒業することができない者
- (3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、指定期限内に当該授業料を納入しない者

（課程修了及び卒業の認定）

第13条 各学年の課程修了又は卒業の認定は、学科試験、実習成績、出席状況等によって、大学校長がこれを行う。

2 大学校長は、卒業の認定をした者に対して卒業証書を授与する。

（表彰）

第14条 大学校長は、成績優秀で他の大学校生の模範であると認められる大学校生を表彰することができます。

（懲戒）

第15条 大学校長は、大学校生が次に掲げる者に該当する場合は、懲戒を加えることができる。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (3) 大学校の秩序を乱す等大学校生としての本分に反した者

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

（授業料等の納入）

第16条 大学校生は、毎月分の授業料をその月の末日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、8月分及び卒業する日の属する月分の授業料にあっては、その前月の末日までに納めなければならない。ただし、当該期日後に復学した大学校生の当該月分の授業料の納入期限は、復学した日の属する月の末日とする。

3 授業料は、前2項の規定にかかわらず、6箇月分を取りまとめて納入することができる。この場合において、4月から9月までの期間分の授業料にあっては4月末日、10月から翌年3月まで

の期間分の授業料にあっては10月末日までに納めなければならない。

- 4 退学した者は、退学した日の属する月分の授業料を納めなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第10条第1項の規定により休学した大学校生の休学した日の属する月の翌月（月の1日から休学した大学校生にあっては、当該月）から復学した日の属する月の前月までの期間分の授業料については、納めることを要しない。
- 6 入学考查料は入学願書の提出の際に、入学料は入学を許可された際に納めなければならない。

（授業料等の免除）

第17条 条例第8条の規定により、知事が特別の理由があると認めて授業料、入学料及び入学考查料（以下「授業料等」という。）の全部又は一部を免除することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属している者
 - (2) 経済的事情その他の理由により授業料等の負担が著しく困難な者
 - (3) 第10条第1項の規定により休学した者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認める者
- 2 授業料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が指定する日までに、授業料等免除申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、大学校長を経て知事に提出し、その承認を得なければならない。
 - (1) 前項第1号に該当する者 福祉に関する事務所の長の証明書
 - (2) 前項第2号に該当する者 申請者及びその家族の前年分の所得についての市区町村長の証明書、源泉徴収票又は収入状況を明らかにする書類その他知事が必要と認める書類
 - (3) 前項第3号又は第4号に該当する者 知事が必要があると認める書類
 - 3 大学校長は、前項の授業料等免除申請書の提出を受けたときは、必要な事項を調査し、意見書を添えて、これを知事に送付するものとする。
 - 4 授業料等の免除を受けている者は、第1項の規定に該当しなくなったときは、直ちにその旨を大学校長を経て知事に届け出なければならない。
 - 5 知事は、前項の規定による届出があったとき、又は授業料等を免除する理由が消滅したと認めるときは、その免除を取り消すものとする。
 - 6 知事は、第2項の申請について虚偽の事実が判明したときは、授業料等の免除を承認した日に遡ってその免除を取り消すものとする。

(研修の種類)

第18条 条例第3条第2号及び第3号に規定する研修（以下「研修」という。）の種類は、高度化研修及び一般研修とする。

2 研修の課程、科目、期間、受講者等研修の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(研修の受講手続)

第19条 研修を受講しようとする者は、知事が定める書類を知事に提出しなければならない。

(研修の受講の許可)

第20条 知事は、前条に規定する書類を提出した者のうち、適當と認める者に対して研修の受講を許可する。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関する必要な事項は、大学校長が知事の承認を受けて別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(入学の許可等に係る準備行為)

2 第8条の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、第6条から第8条まで、第9条第1項、第16条第6項及び第17条の規定の例により行うことができる。この場合において、第7条第1項及び第9条第1項中「大学校長」とあるのは「知事」と、第17条第2項中「大学校長を経て知事」とあるのは「知事」と、同条第3項中「大学校長」とあるのは「知事」と、「調査し、意見書を添えて、これを知事に送付する」とあるのは「調査する」と、同条第4項中「大学校長を経て知事」とあるのは「知事」と、様式第2号中「兵庫県立森林大学校長」とあるのは「兵庫県知事」とする。

附 則（平成29年3月31日規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月9日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和3年3月31日規則第10号抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和5年3月31日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月30日規則第33号）

この規則は、令和7年5月30日から施行する。

別表（第3条関係）

授業科目及び時間数の基準

授業科目		時間数		
		講義・演習	実習	計
教養科目	英語	60		60
	情報処理	60		60
	数学	30		30
	生物	30		30
	物理・化学	30		30
	社会・経済	30		30
	法律	30		30
	保健体育		60	60
	救急救命		30	30
	計	270	90	360
専門科目	樹木	30	30	60
	森林生態	30		30
	森林機能保全	30		30
	造林	30	30	60
	樹木医	30		30
	森林土壤・森林地質	30		30
	森林保護	30	30	60
	森林計測	30	30	60
	森林情報	30	30	60
	森林計画	30	60	90
	測量	30	30	60
	作業道作設	30	30	60
	林業機械	30	432	462
	林業架線	60	60	120
	素材生産総合		60	60

木材物理	30		30
木材加工	30	30	60
木造建築・木材利用	30		30
里山資源利用	30		30
森林林業概論	30		30
森林政策	30		30
森林経営	30		30
木材流通	30		30
森林会計	30		30
森林環境		90	90
造園	30	30	60
野生鳥獣被害対策	30	30	60
演習林実習		60	60
体験研修		60	60
特別講座	30		30
海外研修		60	60
学外就業体験		240	240
卒業研究	120		120
計	930	1,422	2,352
合計	1,200	1,512	2,712

様式第1号（第6条関係）

入 学 願 書

兵庫県立森林大学校の森林林業専門課程に入学したいので、許可くださるようお願いします。

年 月 日

兵庫県立森林大学校長 様

本 人 住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

年 月 日 生 _____

電話 () — 番 _____

電子メール _____

保 護 者 住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

電話 () — 番 _____

電子メール _____

備考 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

様式第2号（第9条関係）

誓 約 書

私は、兵庫県立森林大学校の大学校生として、諸規程を守り、その本分を尽くすことを固く誓います。

年 月 日

兵庫県立森林大学校長 様

本人 住所 _____
氏名 _____
電話 () —
電子メール _____

私は、本人に誓約事項を固く守らせることがあります。

年 月 日

兵庫県立森林大学校長 様

保護者 住所 _____
氏名 _____
年 月 日 生
電話 () —
電子メール _____
本人との続柄 _____

備考 保護者は、本人が18歳未満の場合に限り、記入してください。

様式第4号（第10条関係）

休 学 願

下記理由により 年 月 日から 年 月 日まで休学したいので、許可を
してください。

記

理 由.....

年 月 日

兵庫県立森林大学校長 様

第 学年

住所.....

氏名..... 印

電話 (.....) —

電子メール.....

様式第5号（第11条関係）

復 学 願

年 月 日から
いので、許可をしてください。

のため休学していましたが、下記理由により復学した

記

理 由 _____

年 月 日

兵庫県立森林大学校長 様

第 学年

住所 _____

氏名 _____

電話 () —

電子メール _____

様式第6号（第12条関係）

退 学 願

下記理由により退学したいので、許可をしてください。

記

理 由 _____

年 月 日

兵庫県立森林大学校長 様

第 学年

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 (_____) —————

電子メール _____ 印

様式第7号（第17条関係）

授業料等免除申請書

年　月　日

兵庫県知事　　様

第　　学年
住所_____
氏名_____
個人番号_____
電話(____)_____
電子メール_____

授業料等の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 免除を受けようとする理由

2 免除を受けようとする授業料等の種類及び額

3 免除を受けようとする期間
